

行政改革実施計画策定基本方針

1 簡素で効率的な組織機構の構築

社会経済情勢が急速に変化する中で、新たな行政課題や複雑多様化する市民ニーズに即応する施策を展開するため、的確かつ弾力的に対応できる組織体制を構築する。

(1) 効率的な行財政組織の確立

行政需要に的確かつ迅速に対応できる効率的な行政組織を確立するため、全庁的にそのあり方を見直し、簡素で効率的な組織を目指す。

① 組織機構の見直し

- ・政策を総合的かつ効率的に展開できる組織の構築
- ・行政改革担当部署の新設
- ・庁舎組織の見直し（庁舎における係制廃止を踏まえた組織見直し）
- ・税務組織の改編（課税部門と収税部門の2課体制）
- ・子育て支援対策の強化、放課後子どもプランに対応した組織の見直し
- ・幼保一元化による幼稚園・保育園施設統合へ向けた調査研究
- ・地域自治区長制度のあり方の検討
- ・各行政センターのあり方の検討

② 附属機関等の見直し

- ・各種附属機関の設置基準の作成
- ・各種附属機関の統合・廃止の検討及び実施

2 職員の意識改革と人材育成

組織風土の改革を進めるため、職員の資質向上とともに、職員一人一人が本市の現状と改革の必要性を理解した上で、改革の担い手であるという認識を共有し、率先して改革に取り組むよう、その意識改革の推進に努める。

(1) 職員の意識改革への取組

職員意識を共有できる職場環境づくりに努めるとともに、職員一人一人の意識改革を図るため、改革改善の実績を反映できるような人事評価制度の構築や職員提案制度の見直しなどに取り組む。

① 人事評価制度の確立

- ・国県の示す人事評価制度の調査及び研究
- ・職員勤務評定制度の実施及び内容の見直し
- ・客観的な能力・実績重視の評価制度の確立
- ・目標管理制度の調査及び研究

② 職員提案制度の見直しと積極的活用

- ・職員提案制度の継続普及化のための見直し
- ・提案採用に係る褒賞制度の検討

(2) 人材の育成

人材育成の目的、方法等を明確にした人材育成基本方針に基づき、研修施設における研修（集合研修）、さらには自己啓発等への支援を計画的に実施するなど、様々な手段を活用して、職員的能力開発を効果的に推進する。

- ① 人材育成基本方針の策定
 - ・白河市職員の現状と課題の把握と認識
 - ・総合的な人事制度の確立と運用
- ② 職員研修制度の充実・強化
 - ・ふくしま自治研修センターの活用
 - ・職場内研修（OJT）の再認識及び意識啓発の推進
 - ・自己啓発研修（行政課題研修）の継続維持
 - ・新採用職員研修の拡充（研修メニューの強化）
 - ・接遇研修、IT研修の実施
- ③ プロジェクトチームの活用
 - ・プロジェクトチーム設置規程の整備
 - ・政策立案や複数の部署に係る施策への積極的活用

3 定員管理・給与等の適正化

最少の経費で、多様化する市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な執行体制を確立するために、引き続き事務・事業の見直し、民間委託、IT化等を積極的に推進しながら、計画的に職員数を削減するとともに、給与等の適正な見直し等を図りながら、人件費の抑制に努める。

（1）定員管理の適正化

現在の「定員適正化計画」の見直しに取り組み、これまでの定員モデル、類似団体の職員数等にこだわらない新たな「定員適正化計画」を策定し、職員数の削減を図る。

- ① 定員管理適正化計画の策定と定員管理状況の公表
 - ・各部署における適正人員の把握
 - ・合併後に策定した定員管理適正化計画の見直し
 - ・新たな定員適正化計画の策定
 - ・各年の目標達成状況と職員数の状況の公表

（2）給与等の適正化

国の制度改革を見据えつつ、社会経済情勢の変化を踏まえながら、給与全般にわたる適正な見直しを行い、人件費の抑制に努める。

また、その公表については、市民に理解しやすい内容とする。

- ① 市長等の給与削減
 - ・市長、助役、教育長、地域自治区長の給与削減の継続実施
- ② 給与水準の適正化
 - ・新たな人事評価制度構築に向けた検討
 - ・地域実態を反映させた国県の勧告に基づく、給与体系の構築と適正な運用
 - ・給与支給状況等の公表
- ③ 職員福利厚生事業（互助会事業）の見直し

- ・職員定期健康診断に係る検査項目の見直し
 - ・職員人間ドック助成事業の見直し
- (3) 各種委員の報酬等の見直し
- 各種附属機関等の委員の報酬や定員のあり方等について、経費削減の観点から見直す。
- ① 非常勤特別職の職員の報酬の見直し
 - ・各種審議会等の委員に係る報酬の額の見直し
 - ② 各種報償の見直し
 - ・各種審議会に準じた組織（主に要綱設置によるもの）の委員報償の額の見直し

4 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、既存の事務事業は勿論、合併協定項目についても、見直しを行い、効率的・効果的な事務事業の実施を図るとともに、選択と集中の観点から実施すべき施策の選別・重点化を図る。

また、民間活力の有効活用等を図るため、適正な管理監督のもと、行政責任の確保や市民サービスの維持向上等が図られることに留意しながら、民間委託を進める。

補助金については、その目的、効果や根拠等を十分に精査し、必要に応じて廃止又は縮減を図りつつ、市民のニーズに沿った補助金制度の構築に努める。

(1) 事務事業の整理・再編

厳しい財政状況のもと、実施する事務事業については、従来にも増して重点選別主義に徹し、緊急性の高いものや行政効果などに十分な検討を加え、取捨選択を進める。こうしたことから公共事業を含むあらゆる事務事業についても、行政評価制度システムを活用し、その事業の成果や必要性等を検証し、事務事業の整理・合理化を推進する。また、共通・定型業務処理のマニュアル化による事務改善を進める。

- ① 行政評価制度の導入
 - ・試験的導入（平成18年度の取組）の結果検証
 - ・職員研修の実施（行政評価に対する職員の理解の浸透）
 - ・施策評価、外部評価、評価結果の公表方法の検討
 - ・行政評価システムによる運営手法（マネジメントサイクル）の作成及び実施
- ② 事務決裁に係る専決範囲の見直し
 - ・副市長（助役）の財務専決事項の新設
 - ・区長及び部長の専決事項の見直し
 - ・庁舎決裁事項に係る本庁合議の見直し
- ③ 日曜窓口及び延長窓口の見直し
 - ・日曜窓口及び延長窓口実施に係る効果の検証
 - ・勤務時間の柔軟化による対応の検討
 - ・住民票等自動交付機の有効活用の推進
- ④ 福祉関係事業の見直し
 - ・出生祝金制度の廃止
 - ・敬老会事業の見直し

- ・要介護高齢者介護激励金支給事業の見直し
 - ・その他福祉事業全般における事業内容の見直し
 - ⑤ 公民館事業の見直し
 - ・中央公民館分館のあり方の検討
 - ・地域課題に即した公民館事業の実施
 - ・定年退職後の生涯学習機会の提供と拡充
 - ⑥ 水道事業の統合
 - ・新市における水道事業基本計画の策定
 - ・白河、表郷及び東水道事業の統合
 - ・簡易水道事業の上水道事業への統合
 - ⑦ 各種事務局業務の見直し
 - ・各種外郭団体事務局業務における行政の関与のあり方の検討
 - ・外郭団体自らが担うために必要な育成指導の実施
- (2) 民間活力の活用
- 施設の管理運営にあたっては、より良いサービスを効果的・効率的に市民に提供するため、市の責任と適正な管理・監督のもと、指定管理者制度の導入や業務委託を積極的に推進する。
- また、指定管理者制度へ既に移行している施設についても、その効果等について検証し、見直しを図っていく。
- ① 指定管理者制度の推進
 - ・東文化センターの指定管理者への移行（平成19年4月から実施予定）
 - ・指定管理者制度導入に係る基本方針の策定
 - ・指定管理者制度導入を踏まえた直営施設の管理運営方法の検討
 - ・指定管理者制度導入施設に係る導入効果の検証及び協定内容の見直し
 - ② 各種業務の民間委託の推進
 - ・下水道施設の維持管理における民間委託導入の検討
 - ・水道料金徴収等事務委託に係る委託内容の再検討
 - ・本市における市場化テスト導入に向けた取組の検討
 - ③ 保育園の民間移管の検討
 - ・保育園民間移管の効果の検討（指定管理者制度導入との比較）
- (3) 補助金の見直し
- 既存の補助金については、行政責任や経費負担のあり方、補助対象団体等の活用実態、事業成果等を精査するとともに、運営費補助から事業費補助への転換、終期設定のできるものがないか検討し、段階的にこれらを実施する。
- また、補助金の新設に当たっては、その必要性、補助の効果等を十分に検討するとともに、原則としてその終期を設定する。
- ① 各種補助金の見直し
 - ・補助金交付基準の策定
 - ・補助金交付の意義及び必要性の検証
 - ・運営費補助から事業費補助への転換及び終期設定の検討

5 市民との連携・協働

自主・自立の行財政運営を目指しながら、より一層の市民福祉の増進を図るため、従来以上に、市民と行政との連携・協働の取り組みを推進する。

(1) 情報共有の推進

市民と行政との連携をこれまで以上に推進するためには、行政の保有する情報を広く市民に公開し、共有するとともに、市民ニーズを的確に把握する必要があることから、情報公開制度の適正な実施はもとより、市税等の滞納状況を含めた財政状況、行政改革の進捗状況などの行政情報を積極的に公表する取り組みや市民の意見を聴くことができる仕組みの構築に努める。

- ① パブリックコメント制度の導入
 - ・パブリックコメント制度内容の決定及び条例化の検討
- ② 広報広聴活動の充実強化
 - ・見やすい、分かりやすい広報紙の作成
 - ・「教育のひろば（年4回発行）」の広報白河への統合
 - ・効率的な情報提供及び行政情報の積極的公開
 - ・市政懇談会の継続実施と開催内容の見直し
- ③ 市ホームページの充実強化
 - ・見やすい、分かりやすいホームページの作成
 - ・行政情報の積極的公開の実施
 - ・ホームページ掲載内容の監視（チェック）体制の構築

(2) 市民参画と協働の促進

ますます多様化する市民ニーズに的確に対応し、効率的に行政サービスを提供するため、これまでの市民と行政との役割分担を見直し、市民ができることは市民自らがいき、行政との協働が必要なものは、その連携を深めるなど、市民協働の促進を図り、住民自治へ向けた体制づくりを進める必要がある。また、地域自治区においても、地域住民と行政との協働による地域自治の活動主体として、相互に連携を深めていく必要がある。

具体的には、市内各地域のまちづくり団体等との連携・協働を図るとともに、NPOやボランティア団体等の活動を活性化するための必要な支援策を講じ、また、行政の意思決定過程における市民参画を推進する観点から、各種審議会等の公募委員の積極的な登用や男女共同参画を趣旨とする女性の登用率の向上を図る。

- ① 市民協働事業の推進
 - ・市民協働推進に関する指針の策定
 - ・NPO、ボランティア団体等の育成支援と市民協働事業の実施
- ② 各種審議会への公募委員及び女性委員の登用
 - ・女性委員登用率の向上
 - ・委員公募制度の確立
 - ・各種会議の公開の検討

6 電子自治体の推進と市民サービスの高度化

急速に進展する高度情報化に対応し、情報通信技術の活用による事務の効率化、迅速

化、ペーパーレス化を図るとともに、提供サービスの充実により市民の利便性の向上を推進する。

(1) 電子自治体の推進

行政の効率性を一層高めるため、情報通信技術を積極的に取り込む環境を整備し、職員の知識と理解を深め、事務・事業の正確性と簡素・効率化を図る。また、各種行政情報のデータベース化を進め、情報の共有化を図り、総合的な行政システムの確立に努める。

① 電子自治体推進へ向けた取組み

- ・電子自治体推進計画の策定
- ・情報セキュリティ水準の確保
- ・効率的で簡単な組織実現のための電算システムの最適化
- ・広域ネット構成町村との電算システム共同化へ向けた検討
- ・情報化推進リーダーの育成

② 住民基本台帳 I C カードの利用促進

- ・住民基本台帳 I C カードを活用したシステム導入の検討
- ・住民基本台帳 I C カード P R 活動の実施

(2) 市民サービスの高度化

市民サービスの向上を図るため、各種事務事業に情報通信技術を積極的に取り入れながら、インターネットや各種情報システム等を活用し、電子申請の拡大や申請事務手続等の簡素化、迅速化の推進に努める。

① ワンストップ・ノンストップサービスの推進

- ・電子申請の利用促進・普及

② 総合窓口の充実強化

- ・総合窓口のあり方の検討
- ・総合窓口取扱項目の増加によるサービス向上
- ・証明書自動交付機の利用促進

7 経費の節減合理化等財政の健全化

市民ニーズが複雑多様化する中で、自主・自立の行財政運営を確立していくためには、経費の節減合理化に努めるとともに、安定した財源確保を図る必要がある。

したがって、事務事業の執行にあたっては、あらゆる経費の見直しに取り組むとともに、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源の確保について、より一層努力し、財政健全化に努める。

既存の施設についても、存続の必要性、利用目的・方法の変更や多様化、経費節減などの合理化など、幅広い視点から、そのあり方の見直しに取り組む。

(1) 経費の節減合理化

事務事業の執行にあたっては、コスト意識の徹底を図り、消耗品や光熱水費など、経費全般にわたり、その節減合理化に取り組むとともに、予算の厳正な執行を図る。

① 財政健全化計画の策定と推進

- ・財政の現況把握及び財政構造悪化の原因分析

- ・歳入確保対策の検討
 - ・投資的経費執行に係る基本指針及び重点施策の決定
 - ・年次別財政計画の策定
 - ・市民の正確な財政事情把握のための財政指標を含めた財政状況の積極的公表
 - ・公債費の抑制と借換え・繰上償還の実施
 - ② エコオフィスプランの策定
 - ・新市における環境負荷低減行動指針（エコオフィスしらかわプラン）の策定
 - ・コピー用紙、光熱水等の使用量の削減による経費節減
 - ③ 公共工事コスト縮減
 - ・公共工事コスト縮減の「新行動計画」の策定
 - ・入札制度の見直し（条件付一般競争入札の導入）
 - ④ 超過勤務手当の削減
 - ・ノー残業デー（毎週水曜日）の徹底
 - ・事前勤務命令手続きの徹底
 - ・職員の勤務時間の柔軟な運用の拡大検討
 - ・課内ワークシェアリング（部課長判断による弾力的な職員配置）の徹底
 - ⑤ 公用車の適正管理
 - ・公用車の稼働率向上のための有効利用策の検討
 - ・小型車及び低公害車（エコカー）の積極的購入
 - ・公用車運行前点検の実施と強化
 - ・本庁及び各庁舎が管理する市有バスの運行基準の統一
- (2) 自主財源の確保
- 市税、国民健康保険税等について、財源の確保の観点から、滞納の解消に努め、収納率の向上を図るとともに、工業団地等への積極的な企業誘致に努める。
- 使用料等については、受益者負担の原則の観点から、内容やサービスに要する費用等を的確に把握することにより、料金の適正化に努める。
- 合併後の公共施設の利用状況や使用料の格差を勘案し、地域の公共施設使用料の適正化に努め、施設の適正な運営を図る。
- 将来にわたる公共性の薄い市有地等の財産については、積極的に処分を行い、収入の確保に努める。
- ① 収納率の向上及び収入未済額の圧縮
 - ・収納率向上へ向けた体制の強化
 - ・適切かつ有効な滞納処分の検討・実施
 - ・口座振替の推進
 - ② 各種使用料・手数料の適正化
 - ・適正化の必要な使用料及び手数料の洗い出し
 - ・適正な金額及び見直し実施時期の検討
 - ③ 遊休市有地の有効活用
 - ・未利用財産の積極的な売り払いの検討
 - ④ 適正な受益者負担の検討
 - ・健康診査及び各種検診費用に係る適正な受益者負担の検討
 - ・福祉事業に係る適正な受益者負担の検討

- ・国保人間ドックに係る適正な受益者負担の検討

⑤ 企業誘致の促進

- ・工業の森、ビジネスパークその他の工業団地等への積極的な企業誘致の促進

(3) 既存施設の見直し

既存の公共施設については、その必要性を検証し、設置の意義を失ったものについては、廃止・統合の措置を講じるとともに、市民ニーズの変化に的確に対応するため、施設の有効活用の観点から施設の多目的利用、用途変更等による利便性の向上等に努める。

① 公用・公共施設の適正な維持管理

- ・合併に伴う各庁舎空きスペースの有効活用の検討
- ・施設の廃止又は施設の用途・目的の転換等の検討